

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【公表番号】特表2012-531900(P2012-531900A)

【公表日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-053

【出願番号】特願2012-517881(P2012-517881)

【国際特許分類】

C 12 N 1/20 (2006.01)

C 12 Q 1/02 (2006.01)

【F I】

C 12 N 1/20 A

C 12 Q 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マイコバクテリアの増強された増殖の方法において、マイコバクテリアを含有すると疑われる試料を、ケトグルタラートを含む有効量の添加剤を含有する培地に添加するステップと、該培地を前記マイコバクテリアの増殖に適した条件にさらすステップとを含み、前記添加剤は前記マイコバクテリアの増殖を増強させる、方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法において、前記増強された増殖は、マイコバクテリアの増殖の検出時間を少なくとも約2日低減させるか、又は、マイコバクテリア増殖の誘導期を少なくとも約1日低減させる、方法。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の方法において、前記培地のpHは、約5.5～約7.5である、方法。

【請求項4】

請求項1～3の何れか一項に記載の方法において、前記培地は約0.1g/L～約50g/Lの前記ケトグルタラートを含有する、方法。

【請求項5】

請求項1～4の何れか一項に記載の方法において、前記培地はさらに抗菌サブリメントを含み、該抗菌サブリメントは、1つまたは複数の抗菌物質を、前記培地において細菌、イースト菌またはカビ汚染を阻害するのに十分な量で含み、好ましくは、

前記1つまたは複数の抗菌物質は、1つまたは複数の抗生物質を含み、該1つまたは複数の抗生物質は、ポリミキシンB、バンコマイシン、アズロシリン、アムホテリシンB、ナリジクス酸、トリメトプリムおよびホスホマイシンからなる群より選択する、方法。

【請求項6】

請求項5に記載の方法において、前記抗菌サブリメントは、ポリミキシンB、アムホテリシンB、ナリジクス酸、トリメトプリムおよびホスホマイシンを含む、方法。

【請求項7】

マイコバクテリウム種による感染の診断の方法において、(a)培地を用意するステッ

プと、(b)栄養サプリメントを前記培地に添加するステップであって、前記栄養サプリメント添加物はケトグルタラートを含むステップと、(c)前記マイコバクテリウム種の有無について決定する試料を添加するステップと、(d)前記マイコバクテリウム種の存在について前記培地を分析するステップと、を含み、前記マイコバクテリウム種の存在の発見は前記感染の陽性診断を示す、方法。

【請求項8】

請求項7に記載の方法において、前記培地および栄養サプリメントは、マイコバクテリア増殖の検出時間を少なくとも約2日低減させるか、又は、マイコバクテリア増殖の誘導期を少なくとも約1日低減させる、方法。

【請求項9】

請求項7又は8に記載の方法において、前記培地はさらに抗菌サプリメントを含み、該抗菌サプリメントは前記試料をステップ(c)で添加する前に添加する、方法。

【請求項10】

請求項9に記載の方法において、前記抗菌サプリメントは前記栄養サプリメントを使って懸濁し、前記栄養サプリメントで懸濁した抗菌サプリメントをステップ(b)で前記培地に添加し、任意には、

前記抗菌サプリメントは、ポリミキシンB、バンコマイシン、アズロシリソ、アムホテリシンB、ナリジクス酸、トリメトブリムおよびホスホマイシンからなる群より選択した1種または複数種の抗生物質を含む、方法。

【請求項11】

培地内のマイコバクテリアの増殖を検出するキットであって、該キットは、(1)基本培地を含有する培養瓶と、(2)ケトグルタラートを含む栄養サプリメントと、(3)前記培地内で汚染呼吸器内細菌叢の増殖を抑制する1つまたは複数の抗菌剤を含む抗菌サプリメントとを含む、キット。

【請求項12】

請求項11に記載のキットにおいて、前記増強された増殖は、マイコバクテリア増殖の検出時間を少なくとも約2日低減させるか、又は、マイコバクテリア増殖の誘導期を少なくとも約1日低減させることを含む、キット。

【請求項13】

請求項11又は12に記載のキットにおいて、前記基本培地はMiddlebrook 7H9である、キット。

【請求項14】

請求項11～13の何れか一項に記載のキットにおいて、前記基本培地は熱不安定性成分を含有せず、好ましくは、前記培養瓶および前記基本培地はオートクレーブによって滅菌済みである、キット。

【請求項15】

請求項11～14の何れか一項に記載のキットにおいて、前記抗菌サプリメントは、ホスホマイシンを含み、任意には、ポリミキシンB、バンコマイシン、アムホテリシンB、ナリジクス酸およびトリメトブリムをさらに含む、キット